

死亡に伴う主な手続きについて

北島町での主な手続きは次のとおりです。その他に相続等に伴う諸手続きが必要です。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことがら	担当課	手続き内容と必要な書類等
国民健康保険被保険者証をお持ちの方	1階 保険福祉課 TEL(088) 698-9805	国民健康保険被保険者証を返却してください。 葬祭費が支給されます。喪主の方名義の通帳と印鑑をお持ちのうえ、申請してください。 * 国民健康保険税に関することは、税務課(TEL088-698-9803)にお問い合わせください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		後期高齢者医療被保険者証を返却してください。 葬祭費が支給されます。喪主の方名義の通帳と印鑑をお持ちのうえ、申請してください。
介護保険被保険者証をお持ちの方		介護保険被保険者証を返却してください。
国民年金に加入、受給されていた方	1階 住民課 TEL(088) 698-9804	加入されていた年金の納付状況や、受給されていた年金の種類によって手続きが異なりますので、ご相談ください。 * 厚生年金等に加入、受給されていた方は、徳島北年金事務所(TEL088-655-0200)にお問い合わせください。
印鑑登録をされている方		登録が廃止されます。 印鑑登録のカードを返却してください。
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	1階 税務課 TEL(088) 698-9803	廃車または名義変更の手続きをお願いします。 * 必要なもの * 印鑑・標識(ナンバープレート)
軽自動車、二輪の軽自動車(250cc以下)をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。 手続きに関しては徳島県軽自動車協会にお問い合わせください。(TEL088-641-2010)
二輪の小型自動車(251cc以上)をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。 手続きに関しては四国運輸局・徳島運輸支局にお問い合わせください。(TEL050-5540-2074)
固定資産をお持ちの方		固定資産の相続人について届出をお願いします。 * 必要なもの * 印鑑
犬を飼っている方	2階 まちみらい課 TEL(088) 698-9806	犬の飼い主や住所が変わる場合は、届出が必要です。 ①町内で飼い主や住所が変わる場合→本町へ届出 ②町外へ転出する場合→転出先の市町村役場へ届出
水道使用者、所有者が死亡したとき	4階 水道課 TEL(088) 698-9810	継続して水道をお使いになる場合は、水道使用開始(名義変更)届が必要です。なお、水道のご使用を中止する場合は、水道使用中止届を提出してください。
水道料金の支払者が死亡したとき		口座振替でお支払いいただいている場合は、新たに口座振替依頼書を提出してください。

【裏面もご覧ください】

死亡に伴う主な手続きについて

北島町での主な手続きは次のとおりです。その他に相続等に伴う諸手続きが必要です。

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことがら	担当課	手続き内容と必要な書類等
子どもはぐくみ医療費受給者証をお持ちの方	1階 民生児童課 TEL(088) 698-9802	子どもはぐくみ医療費受給者証と印鑑をお持ちください。
自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方		自立支援医療受給者証(精神通院)、印鑑が必要です。
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		精神障害者保健福祉手帳、印鑑が必要です。
児童手当を受給されている方		受給事由消滅届が必要です。印鑑をお持ちください。
児童扶養手当を受給されている方		届出が必要です。印鑑をお持ちください。
身体障害者手帳をお持ちの方		手帳の返還が必要です。手帳と印鑑と個人番号のわかるものをお持ちください。
療育手帳をお持ちの方		手帳の返還が必要です。手帳と印鑑をお持ちください。
重度心身障害者等医療費助成を受けていた方		受給者証を返却してください。
子どもはぐくみ医療費助成制度を受けていた方		受給者証を返却してください。

この内容は
北島町HPでも
案内しています。



【裏面もご覧ください】

相続登記に関するお問い合わせは
管轄法務局へ

相続手続きに便利な「法定相続情報証明制度」
もご利用ください。

徳島地方法務局 088-622-4683(登記部門)

